

坪井航三研究序説

——米國留学先の解明を中心にして——

高橋文雄

はじめに

明治期の日本人の海外留学史を扱った先行研究の多くが、軍人を対象外あるいは脇役にしかとりあげていない⁽¹⁾。また、旧日本軍あるいは戦後の防衛関係者によっても明治期の軍人の海外留学史が、事実の羅列あるいは要約的にしか著されていない⁽²⁾。つまり、留学した軍人の顔や関係者との交流あるいは軍人としての人生に海外留学が及ぼした影響が、全く見えてこないのである。

したがって、この暗闇に光をあてて個々の軍人の海外留学を人物研究的に明らかにしなければならない。そのうえで、複数の軍人の海外留学を国内外情勢との連関をも踏まえた観点から分析して、全体像としての軍人海外留学史を日本近代史の中に位置づけなければならない。

このような研究を通じて、直接的には海外留学経験のある軍人の生きざまや軍人による海外留学の意義及びその限界を明らかにできるであろう。また、間接的には様々な研究課題に新しい視角

を見出すことも期待できるであろう。その結果、職業軍人観や防衛交流・安全保障対話へのインプリケーションも抽出できよう。

本稿では坪井航三をその第一歩としてとりあげる。その第一の理由は、米國軍艦に初めて乗艦実習し、引続き米國留学を果たした人物だからである。外国の軍艦への乗艦実習は明治三(一八七〇)年の英國軍艦への乗艦実習が、外国の海軍兵学校への留学は明治二(一八六九)年の米海軍兵学校への入学がそれぞれ先駆けとされる⁽³⁾。一方、『坪井航三小傳』によれば、坪井は「明治四年九月、横濱に於て、米國東洋艦隊旗艦コロラド号に乗り組み、支那の沿岸を巡航して、実地訓練を積んだ。五年四月コロラド号が帰国に際し、同艦隊司令官海軍少将ジョンローゲルスに従い、米國に渡り、コロンビア校に学んだ⁽⁴⁾」とされている。しかも管見の限り、明治期に米國軍艦に乗艦実習できたのは、坪井が最初で最後であったように思われる。

第二に、日本海軍が坪井を乗艦実習生に選抜した理由、米海軍

少将がそれを受入れたうえに坪井を米国に留学させた理由に関心が惹かれるからである。「海軍少将ジョンローゲルス」とはジョン・ロジャーズ少将 (John Rodgers, 1832-1882) である。ロジャーズ少将は、ペリー提督 (Mathew C. Perry, 1794-1858) の日本開国の裏面で、台湾から日本全周及びベーリング海までを測量した北太平洋調査遠征艦隊の副長 (のちに指揮官) であって、ロシア艦「ディアナ号」の乗員がいた頃の下田に上陸していた⁽⁵⁾。また、一八六〇年の幕府遣米使節の接遇に際しては、人目を惹きつけた企画の多くがロジャーズの発案だったといわれている⁽⁶⁾。そして、一八七一年にはペリー提督に做ったやり方で朝鮮を開国しようとした⁽⁷⁾。この一八七一年という年に、坪井はロジャーズ少将の率いる米国アジア艦隊旗艦「コロラド号」に乗艦実習し、翌年、米国留学を果たしたといわれているのである。

第三に、日清戦争で果たした役割の大きさである。日清戦争開戦時、坪井は、伊東祐亨 (1843-1914) 指揮下の連合艦隊第一遊撃隊の司令官として軍艦「吉野」にあつて開戦の火蓋を切った。このとき東郷平八郎 (1848-1934) は、坪井指揮下の軍艦「浪速」の艦長であった。また終戦時、坪井は、いわゆる「三国干渉」によつて返還せざるを得なくなつた旅順港にあつて、旅順口海軍根拠地司令長官・引渡委員として同港を還付した。つまり、軍事上の日清戦争は、坪井によつてはじまり、彼によつて幕を引かれたといつて過言ではないのである。さらに、海事顧問として国際法

学者・高橋作衛 (1867-1920) を日本艦隊に招聘したのも坪井であつたといわれる⁽⁸⁾。米西戦争がはじまる明治三十一 (一八九八) 年に五十六歳の若さで他界し、その早世のゆえか歴史の影に埋没していたが、このような役割を果たした坪井こそ、軍人としての全体像が解明されるべき人物であると思われてならない。

最後に、坪井の出自も大きな要素である。坪井航三は、天保十四 (一八四三) 年、長州藩医の原顕道の次男・信次郎として三田尻 (現在の山口県防府市) に生れ、文久三 (一八六三) 年に長州藩の軍隊である遊撃軍に入り、元治元 (一八六四) 年の四国連合艦隊による下関砲台攻撃を機に海軍修行を志したとされる⁽⁹⁾。その後ほとんどを長州藩の軍艦に乗込んで実務経験を積んでいたところ、明治二 (一八六九) 年に坪井信友 (二代目信道、1832-1867) の養子となることを藩主に命ぜられ、坪井姓を名のるようになったといふ⁽¹⁰⁾。坪井家と長州藩とのかかわりは、門下生として緒方洪庵 (1810-63) から輩出した坪井信道 (1795-1848) が天保九 (一八三八) 年に長州藩主の侍医となつたときにはじまる。その実子・信友は長州藩江戸藩邸での蘭学会読会のメンバーとして大村益次郎 (当時は村田蔵六、1824-69)、木戸考允 (当時は桂小五郎、1833-77)、手塚律蔵 (1822-78) とともに、長州藩の時局対応に寄与していた⁽¹¹⁾。坪井航三は、この由緒ある家系を継いだ人物なのである。

これらの理由のいずれかから坪井に関心を抱いた研究者は皆無

ではなかったであろう。しかし、坪井自身が残したであろう書簡等の史料が戦災等により失われたことが、研究を妨げてきたものと考えられる。また、人名辞典をはじめ坪井に関する記述には整合しない部分が少なくないことも意欲を殺いだことであろう。とりわけ留学先については、コロンビア大学、コロンビア校、コロンビア海軍兵学校というように極めて曖昧である⁽¹²⁾。

そこで、本稿では、坪井の米国留学先の解明を中心課題とした。また、「コロラド号」への乗艦実習と米国留学とはセットであるので乗艦実習を起点として米国留学から帰国に至るまでの坪井の足跡の解明、その過程での日米両国関係者の意図の解明にも迫りたい。この際、確証を得られず推測の域にとどまっている部分も少なくないが、これらについては仮説と明記するなどして峻別に留意した。なお、陰暦明治五年十二月三日に太陽曆に改曆されているので、直接引用を除いて、本稿ではすべて西曆に換算した年月日を記した。また、「」内の挿入及び傍点は筆者による。

一 海軍大尉任官と乗艦実習

明治三(一八七〇)年の「海軍学寮生徒」名簿に坪井の経歴が、「英学航海科七ヶ年修行、庚申「一八七〇年現在で」二拾四歳」と記されている⁽¹³⁾。この名簿は、明治政府が創設した「海軍兵学寮」の在籍者名簿ではなくて、同年十月二十六日付で各府県藩に発せられた同寮生徒募集通達に対する山口藩回答(一八七一年

三月四日付)の「別冊」であると見られる⁽¹⁴⁾。つまり、廃藩置県による国内の政治的統一がなしとげられていないこの時点では、坪井は長州人だったのである。

さて、この名簿に記載された四六名の生徒のうち英学航海科で七年間修行という経歴は他を寄せつけなかった。また、実年齢は二十七歳であったが二十四歳とされている。したがって、海軍兵学寮壮年生徒が二十五歳までに制限されていた当時であって、若くて将来有望な人材であると有力者の目にとまった坪井は、海軍兵学寮に入寮することなく、明治四(一八七一年)八月六日に海軍大尉に任官、同時に「甲鐵艦」副長を拝命したと考えられる。この人事発令は次のように記されている。

山口藩

坪井航三

平則光「朱記」

任海軍大尉

辛未六月廿日 兵部省

海軍大尉坪井則光

甲鐵艦副長申付候事

辛未六月廿日 兵部省⁽¹⁵⁾

また、その三日後には「海軍修行」、つまり乗艦実習が左記の

ように発令されている。

海軍大尉坪井則光

免本官

但甲鐵艦副長差免候事

辛未六月廿三日

兵部省

坪井航三

海軍修行申付候事

辛未六月廿三日

兵部省⁽¹⁶⁾

この一連の人事発令の重要性は、単に坪井の新しい別名を発見したという点ではなくて、坪井航三と坪井則光が同一人物である証拠を提供している点にある。というのも、後述するように坪井は、則光と名のつて留学しているからである。

しかし、なぜ、「甲鐵艦」副長職がわずか三日なのであろうか。しかも、この八月九日時点では「コロラド号」への乗艦実習は、米国側の了解を得ないままの発令であつたのである。「コロラド号」が朝鮮開国を果たせぬまま横浜に着いたのが八月二十日であり、米国公使デロング⁽¹⁷⁾ (Charles E. DeLong, 1832-76) が、外務大輔寺島宗則 (松木弘安, 1832-93) に宛てた乗艦実習申込依頼への返書が記されたのは、一八七一年九月二日だつたからである⁽¹⁸⁾。

その理由は、副長という役職を履歴に付与することで、坪井が士官として相応の処遇を受けられるよう兵部省が企図したからではあるまいか。また、「甲鐵艦」は、戊辰戦争中に明治政府が米国から買取つた「ストーンウォールズ号」である。したがって、「コロラド号」への乗艦実習を交渉するに際して、米国との接点をもたせるように兵部省が作爲したからではないかとも思われる。

ともあれ、デロング公使から、英語ができれば「コロラド号」への乗艦実習が可能であること、したがって早々に予定している海軍生徒を来させるようにと伝えられた⁽¹⁹⁾。また、この返書には、ロジャーズ少将の意向のもとで作成されたとみられる文書が添付され、その訳文を見ることができるとなっている。この中でまず、所要経費は米国政府が負担するのか、生徒の自己負担なのか尋ねられている。次に、実習生徒には、単に航海術を修行させたいのか、それとも海軍士官としての一通りの職務を修行させたいのかが問われている。最後に、コロラド号が横浜出航後、どこに行くにも乗艦させておくことができるのか、乗艦させたい期間はどの程度なのか、米国に連れていくことも可能なのか、それとも後任者の艦船に引き渡すべきなのか打診されている⁽²⁰⁾。この最後の質問が重要である。単なる乗艦実習だつたかもしれない兵部省の依頼に対して、米国に連れて行く可能性が、すでにこの時点でロジャーズ少将から、問いかけられているからである。

この返書を受けた兵部省は、一八七一年九月八日付で、訳官岡田撰蔵（生没年不詳、慶応元年遣仏使節随員）に対して、「予定している生徒が英語を通弁できないので「コロラド号」乗艦に支障があるかもしれない、よって「早々に予定している海軍生徒を来させよという米国公使の要請を」断りたい。そこで予定生徒と通訳との二名を乗艦させたいので米国公使と交渉しよう⁽²¹⁾」指示した。

兵部省としては、当初坪井を乗艦実習生に抜擢する段階では英会話が充分ではないことが大きな問題になると考えていなかったであろう。明治四（一八七一）年五月に米国留学した四名の英語力が、横井平次太郎（熊本藩）と曾根直之進（鹿児島藩）は「英学出来但通弁出来兼候」、有馬軒太郎（鹿児島藩）は「英学算術共未熟」、上坂多賀之介（福井藩）は「英学修行中」というレベルであったからである⁽²²⁾。

しかし、動的な乗艦実習という環境下では英会話力が重視されるという判断がデロング公使から示されたものと兵部省が認識した結果、坪井と通訳との二名の乗艦実習案が打ち出されたものと考えられる。また、この交渉案が成立した可能性は否定できない。坪井がもう一名の人物とともに「コロラド号」で外洋航海したことを記した文献もあるからである⁽²³⁾。

通訳はともかく、坪井だけは乗艦できることになったので、兵部省は、辛未八月付（一八七一年九月十五日〜十月十八日の間）

で、兵部大輔山県有朋（1838-1922）と兵部少輔川村純義（1836-1904）との連名で米国公使館に礼状を送付した⁽²⁴⁾。また、十月四日付で、外務省に対して坪井に携行させる「依頼状」の発行申請をした⁽²⁵⁾。

それでは、なぜこのように坪井の乗艦実習がすんなりと認められたのであろうか。その理由の一端をロジャーズ少将が同年九月十八日付で海軍長官に宛てた報告から抽出できる。第一にデロング公使からの強い働きかけが左記のように記されている。

日本政府は、デロング公使を通じて、海軍専門職を学ぶために一人の日本人を士官として乗艦させることを私に受諾してほしいと要請してきました。「デロング」公使は、日本政府の要請を聞き届ければ、米国の影響力と友好関係を増進するのに好機だということです。聞くところによれば、選ばれた若者は、英語の読み書きができ、日本政府の学校にあつては最も将来が有望視されている生徒だということです⁽²⁶⁾。

第二に、英国海軍への対抗意識である。すでに明治三（一八七〇）年には前田十郎左衛門（薩摩藩）、伊月一郎（徳島藩）がチリ・ギリシャ・ノルウェー・スウェーデンの海軍生徒に混じって英国軍艦に乗艦実習していたことが、ロジャーズ少将の脳裏にもあつたのではないか。また、前掲の横井平次太郎ら四名の米国留

学生も元々は東郷平八郎らと英国行きが予定されていた。⁽²⁸⁾ 一方、米海軍兵学校に入学した日本人は一名しかおらず、米国軍艦に乗艦実習した日本人は皆無だった。したがって、一八一二年の米英戦争で英国軍に家を焼かれて以来英国嫌いであったロジャーズ少将自身も、⁽²⁹⁾ 日本人生徒を受入れることが米国の影響力と友好関係を増進するのに好機であると判断し、そのような英国への対抗意識を婉曲に左記のように続けて記したのではないだろうか。

このような状況下で、我が海軍の通常の業務範囲外ではあるが、英国及びフランス政府がそれぞれの海軍でヨーロッパの「国々の」生徒に対して実施している訓練と全く同じことであると信じて、私は、次のように決心しました。つまり、私は、日本政府の要請に反対の立場を取るよりも、受諾することがずっと本国政府の見解にかなっていると判断しました。⁽³⁰⁾

さらに、ロジャーズ少将が、この時点で坪井を米海軍兵学校に入校させようと考えていたように思われる。ロジャーズ少将は、次のように続けて記し、坪井をアクティング・キャデット・ミッドシップマンに任命しようとして決意しているからである。

しかし、こう判断するに際して、若者の等級づけで幾分迷っています。次のように信じています。つまり、アクティン

グ・メイトへの任命は、通常、海外勤務の場合である「ので好ましくありません」。しかし、ミッドシップマン——以前は我が海軍において艦長の随意に任命できた——への任命は、全く用いられていないのが現状です。しかしそれでも私は、この等級を付与することが最善策だと信じています。キャデット・ミッドシップマンに対する報酬が一人あたり五〇〇ドルに対して、メイトの場合には九〇〇ドルです。また、通常メイトという身分に課せられる大きな責任に比べると、ミッドシップマンの義務は、あまり経験のない生徒にとっても妥当なものと思われず。

要するに、暫定的措置として、また、勤務上の正式な任命——私の権限外ではありませんが——として、今回の私の措置をご承諾いただけますようお願いするしだいです。

日本人士官が私の前に現れれば、私は、貴下が反対するときまで、暫定的に彼をアクティング・キャデット・ミッドシップマンに任命するつもりです。⁽³¹⁾

また、ロジャーズ少将は、坪井をアクティング・キャデット・ミッドシップマンにすることに固執していた。ロジャーズ少将は、九月十八日付海軍長官宛報告では、海軍長官が反対するまでの間の暫定的な措置として、坪井をアクティング・キャデット・ミッドシップマンに任命すると報告していた。しかし、十一月十

三日付海軍長官からの書簡によつてそれが認められないことが判明したにもかかわらず、ロジャーズ少将は、一八七二年二月十二日付海軍長官宛報告の中で、若い日本人生徒のアクティング・キャデット・ミッドシップマンへの任命を再考し、承諾するよう再度、要請しているのである⁽³²⁾。

当時の米海軍兵学校入学規定は未見であるが、一九三五年のある論文によれば⁽³³⁾、ミッドシップマンへの入口は大きく二通りあつたとされる。その第一は推薦である。上院議員、下院議員、準州選出下院議員、副大統領はそれぞれ五名を、大統領はコロンビア連邦議会直轄地区から五名と一五年ごとに米国全土から広くミッドシップマンを推薦できた⁽³⁴⁾。第二は入学試験である。入学試験を経て毎年一〇〇名の米海軍又は海兵隊の下士官がミッドシップマンに任命される。この場合、受験生には、入学年度の七月一日時点で海軍又は海兵隊で一年以上勤務した実績が求められた。また、海軍からの受験生には就役中の海軍艦船で入学までに九ヶ月以上の乗艦勤務した実績が求められた⁽³⁵⁾。

入学試験の場合には、もうひとつの入口がある。この第三の入口を通じて、予備役下士官の中から毎年二五名がミッドシップマンに任命される。この場合受験生には、予備役艦隊で一年以上の勤務実績とその指揮官からの推薦が求められる⁽³⁶⁾。

ロジャーズ少将の時代には、この第三の入口に近い入学規定があり、解釈によつては坪井を米海軍兵学校に入学させることも可

能であつたのではあるまいか。海軍長官に再考を上申するに際して、ロジャーズ少将は次のように述べているからである。

士官としてアクティング・キャデット・ミッドシップマンに任命するにあつては、辞令も委任状も必要とはされていません。しかし、一八六二年七月十七日法第一八項に基づけば彼は「下士官」です。

おそらく貴官には次のことを指摘する必要はないでしょう。つまり、我が海軍においては、下士官——艦長たちが正しいと思うように作られているかそうでないかは別に——の多くは米国民民ではありません。また、米国民でない下士官が多数派でしょう。私は、アクティング・キャデット・ミッドシップマンが辞令や委任状を保持している士官ではないという前提に基づいて、貴官に次の事項を再考していただきたいのです。それは、私がこのたびの件では時宜になつていふと考へて「日本海軍生徒を」アクティング・キャデット・ミッドシップマンに任命したことが、一八六四年法又は一八七〇年七月十五日法第一三項のどちらに違反しているのかということ⁽³⁷⁾です。

さて、「コロラド号」は、九月二十九日から十月十四日までの間、二月に落成なつた第一船渠を有して開庁したばかりの横須賀

造船所に入渠した。朝鮮から横浜に戻る途中、下関海峡で暗礁に乗り上げて損傷した船底を修理するためであった。入渠料・修理費用・設備機器使用料・投光費用を含めて総額八六〇〇ドルを要した。⁽³⁸⁾恐らく開庁以来最初の外国艦船であったものと思われる。

その後、ロジャーズ少将は、十一月十七日に天皇に拝謁し、その際「コロラド号」への臨幸を要請した。また、同月二十日に蝦夷開拓使長官「東久世通禧（1833-1912）」、翌月理事官として岩倉遣外使節に随行」と次官「黒田清隆（1840-1900）」、この年ケプロン（Horace Capron, 1804-85）を招聘して米国から帰国」及び兵部大輔「山県有朋」を、⁽³⁹⁾同月二十八日には岩倉具視（1825-83）及び兵部大輔とその従者を「コロラド号」に迎えた。⁽⁴⁰⁾

以後、「コロラド号」は、十二月七日に横浜を出航し、上海、香港、廈門を訪ねたのち、一八七二年四月三日に横浜に帰港している。坪井は、少なくとも十二月七日からの外洋航海時には乗艦していたと考えられる。出航翌日の八日付でロジャーズ少将が妻に宛てた書簡に次のように記されているからである。

遣米使節に随行してほしいという日本政府の要請を受けたデロング氏は、休暇をとって夫人とともに、蒸気客船で米国に戻る予定です。岩倉——私の日本人ミッドシップマンはEwakulaと書き、デロング氏はEwakuraと書く——は、日本で最も高貴な家系の貴族です。彼は外務卿です。また彼は、たいへん強力な影

響力を有しており、事実上のミカドであるといわれています。（筆者中略）デロング氏は、岩倉遣米使節が日本における米国の国益にとって非常に重要であると考え、同使節が格別の配慮をもって処遇されるべきだと考えています。⁽⁴¹⁾

この航海の間、ロジャーズ少将指揮下の各軍艦は重要な任務に就いていた。「アシュロット号」艦長は、駐廈門米領事のル・ジャンドル（Charles William Le Gendre, 1830-99）を台湾に運び、部下とともに上陸して、ル・ジャンドル領事が一八六九年協定を改訂するのを支援した。⁽⁴²⁾また、「ベニシア号」はフィリピン各地に寄港して現地情勢を探り、スールー海を調査していた英国軍艦からは航行上の危険箇所などの情報を得ていた。⁽⁴³⁾これらの艦船が香港で「コロラド号」と合流した際に、坪井も関連情報を耳にしたことであろう。

二 米国留学へ

坪井が離日したのは五月二十五日であったといえる。⁽⁴⁴⁾また、ロジャーズ少将は、五月十五日にアジア艦隊司令官の任を後任者に委ね、その一〇日後に郵便蒸気船「グレート・リパブリック号」で帰国の途についたといわれる。⁽⁴⁵⁾つまり、両者が行動をともにして五月二十五日に離日した可能性がある。同船は、一八六六年に建造され、翌年から太平洋航路に就航した当時最大級の木造外輪

蒸気船であり、香港とサンフランシスコ間を三九日で結んでいた。⁽⁴⁶⁾

同船を運行させていた「太平洋飛脚船(パシフィック・メイル社)」の横浜での出航予定を『横濱毎日新聞』に見ることができ
るが、五月二十五日は上海行で、サンフランシスコ行は六月二十
二日だけである。⁽⁴⁷⁾したがって、両者が行動をともにして同船で米
国に向かったことは仮説にとどめざるを得ない。

さて、坪井が目指したのは、現在のジョージ・ワシントン大
学、当時のコロンビアン・カレッジの付属中学校であった。
ジョージ・ワシントン大学は、一八二二年にコロンビアン・カ
レッジとして発足し、一八七三年にコロンビアン・ユニバーシ
ティー、そして一九〇四年に現在の名称になっている。⁽⁴⁸⁾このコロ
ンビアン・カレッジの「付属中学校一八七二年度名簿」の二年生
に、“Nolimits Tsuboï (Yedo, Japan)”⁽⁴⁹⁾と記されている。すでに述べ
たように坪井には海軍大尉に任官時に則光という名が与えられて
いた。また、「のりみつ」の「り」を“ri”ではなくて“li”と表記する
のは坪井自身の表記である。前掲一八七一年十二月八日付でロ
ジャーズ少将が妻に宛てた手紙の中で、岩倉を「私の日本人ミッ
ドシップマン「坪井のハト」はEwakulaと書くが、デロング公使
はEwakuraと書く」と指摘されているからである。⁽⁵⁰⁾

因みに、『洋学の系譜』を参照する限り、「り」を“li”と表記す
るのは天明八(一七八八)年の『蘭学階梯』だけである。一方、
文久二(一八六二)年出版のカタカナと英語で記された英会話集

である『和英商語』や慶応四(一八六八)年に土佐海援隊発行の
『和英通韻伊呂波便覧』ではラ行が“r”で表記されている。⁽⁵¹⁾つま
り、通常は新しい便利な辞書を用いるはずであるが、坪井の場合
は、洋学の入門に際して蘭学からはじめ、そのときの記憶が英学
になってもこびりついていたのであるまいか。また、
“Nolimisu”という表記よりも末尾の“u”を省いて“No Limits”に通じ
る“Nolimits”を愛称としたほうが米国人も発音しやすかったであ
ろうし、自らの気概を示すことにもなったのであろう。

愛称という点から一つの仮説を提示したい。それは、同じコロ
ンビアン・カレッジの付属中学校の三年生にロジャーズ少将の一
人息子ウィリアム(William L. Rodgers, 1860-1944)が在籍してい
たという仮説である。

ウィリアムの愛称はウィリー(Willie)またはリトル・ウィリー
であり、一八七三年に米海軍兵学校に推薦されたときにもウィ
リーと呼ばれていた。⁽⁵²⁾ところが、コロンビアン・カレッジの「付
属中学校一八七二年度名簿」の三年生に、“Willie L. Rodgers
(Washington, D. C.)”⁽⁵³⁾という人物が記されているのである。ミ
ドル・ネームも同じで、ロジャーズの表記も“Rodgers”ではなくて
“Rodgers”であって、愛称も同じ人物が坪井と同じ学校に在籍して
いたというのは偶然であろうか。

ロジャーズ少将は、坪井以外にも米国人をアクティング・メイ
トに任命したうえで「アイダホ号」に乗艦させていた。この場合

も海軍長官の了解が得られなかったので、ロジャーズ少将は、帰国前日に解任した⁽⁵⁴⁾。しかし、この米国人にはサンフランシスコ經由でニューヨークまでの旅費を与えたうえに海軍試験委員会に対して良い評価を与えるように口添えしている⁽⁵⁵⁾。そこで、もう一方の坪井には、米海軍兵学校に入学させてあげられなかったかわりに、息子が通っている学校に入学させたと考えられる。

この仮説への第一の反論は、ウィリアムがカリフォルニアのベニシアで中等教育を受けたとされていることである⁽⁵⁶⁾。第二の反論は、一八七二年時点で坪井が二十九歳であることから、十三歳のウィリアムが通っている中学校と一緒に学んでいたとは考えられないというものであろう。

しかし、ロジャーズ少将の家族は、ロジャーズ少将が一八七三年七月にサンフランシスコ近郊のメアー・アイランド海軍造船所勤務となったのを機に同地に引越すまでは⁽⁵⁷⁾、妻の実家があるワシントンで暮らしていた。また、ウィリアムが米海軍兵学校に推薦されたのは一八七三年秋であって、カリフォルニア選出下院議員が、入学試験に合格しなかった第一候補者にかえてウィリアムを推薦したからであった⁽⁵⁸⁾。したがって、コロンビアン・カレッジの付属中学校に通っていたウィリアムが、同年六月で三年生を修了した直後に⁽⁵⁹⁾、一家とともに引越してベニシアの中学校に転校したと考えられる。

次に、コンテの先行研究によって、①当時米国に渡った日本人

留学生の多くが中学校レベルの教育を受けていたこと、②この中学校レベルの教育期間に年上にもかかわらず英語が下手なために年下の米国人学友から嘲笑されていたこと、③一八七二年にボストンのグラマースクールに入った金子堅太郎(1853-1942)はいじめられないように実年齢十八歳のところ十六歳と称していたことが指摘されている⁽⁶⁰⁾。これらのことから、二十九歳の坪井が中学校に入学したとしても何ら不自然ではないのである。

さて、ウィリアムがコロンビアン・カレッジの付属中学校に通っていないかつたとしても、坪井は米国で一人ぼっちではなかった。同じコロンビアン・カレッジの付属中学校の同じクラスに Shousuke T. Katata (Tousiu, Japan) “という人物が、一年生には ‘Umetsaburo Yamachi (Yamaguchi, Japan)’ “という人物が見られるからである⁽⁶¹⁾。前者は堅田少輔(1850-1919)であり、後者は山内梅三郎(1849-79)であると見られる。堅田は、慶応元(一八六五)年に長州藩の八幡隊総督に任じられ各地を転戦、明治四(一八七一年)年米国コロンビア大学に留学し、同八(一八七六)年に帰国後は工部大学技手に就いたとされる⁽⁶²⁾。一方、山内は文久三(一八六三)年の米国商船「ペムブローク号」攻撃、元治元(一八六四)年の四国連合艦隊との戦争に参加し、坪井が三田尻海軍学校に在籍していたであろう頃の慶応元(一八六五)年には三田尻の越氏塾に設置された奇兵隊総督に任ぜられたといわれる。また、

明治三(一八七〇)年には横浜でヘボン (James C. Hepburn, 1815-

1911)に英語を習い、同五(一八七二)年三月から同八(一八七五)年八月まで自費で米国に留学したといわれる。⁽⁶³⁾

内外ともに激動の幕末維新时期を生き抜いてきた長州人たちが、日本人として世界の中での今後の日本のあり方、自らの活路について語り合ったことであろう。

三 帰国へ

年齢格差のある中で、懸命に学習していたはずの坪井に、日本から大きなうねりが押し寄せてきた。官費海外留学生の一斉帰国命令である。各藩が送り出していた海外留学生の費用は、廃藩置県によって文部省が一括して担任することになっていた。その結果、明治六年度予算文部省査定分の三分の一を、官費海外留学生が占めてしまう事態になっていた。加えて、海外留学生の成績が芳しくなかったこともあって、明治六年十二月二十五日に官費海外留学生の一斉帰国が発令されたのであった。⁽⁶⁴⁾

これに対して、陸軍省の海外留学生は、陸軍卿山県有朋の強い反対によって、一斉帰国から除外されたといわれる。⁽⁶⁵⁾一方、海軍卿勝安芳(海舟、1823-99)は、明治六(一八七三)年十二月十四日付の岩倉具視宛上申予定文書で、海軍関係留学生のうち米国留学中の五名は帰国させるが、その他の者はこれまでどおり、あるいは既定の計画のとおり留学させてほしいと願い出ようとしていた。⁽⁶⁶⁾この中で坪井は、「米国アドミラルへ御頼入ノ者」として

帰国対象者から外されていた。しかし、この文書は発出されず、

同月二十日付で実際に上申された文書では、帰国対象者に坪井も加えられた。⁽⁶⁷⁾その結果、同月二十五日、太政大臣三條実美(1837-91)から、文部省管轄下の留学生には全員帰国が申しつけられたので、先の六名を早々に帰国させるように通達されたのを受けて、⁽⁶⁸⁾同月二十七日、在米公使から各人に帰国命令を伝えるよう、海軍省から外務省に依頼がなされた。⁽⁶⁹⁾

帰国命令は、翌年四月八日付で発せられた文書に三月三十一日付の帰国命令文書を添付する形で、在米臨時代理公使・矢野次郎(1845-1906)から留学生たちに伝えられた。⁽⁷⁰⁾

この帰国命令に対して、江川英武(江川太郎左衛門の子、生没年不詳)は八日付で、本間英一郎(1853-1927)は四月「十」四日付で、帰国猶予を願い出ている。⁽⁷¹⁾坪井は十日付で左記のように帰国猶予を願い出ている。

三月三十一日ノ御達書致承知候 速ニ奉命帰朝可致筈ノ処
学科半途ニ當リ今ニケ月相渡候上ハ卒業致候部分不少 加之学
校ハ入費前払ノ法則ニテ費用既ニ払居候事ニ付 則今去レハ
原書不分明ニ付略ス「当時の外務省の担当者が筆写する際、判
読できなかった箇所」 我人民ノ膏血空シク異郷ニ擲候 次第
不容易儀ト奉存候 就テハ今ニケ月留学致シ度 此段御慮察被
降 右時間出発猶予相成候様 御裁可被降候 以上

明治七年四月十日

坪井航三

矢野次郎殿⁽⁷²⁾

あと二ヶ月で、即ち六月に現在学習中の課目を履修でき、しかも学費は前払い制であるため既に支出済みである。したがって、帰国を二ヶ月猶予してほしいと願っているのである。この坪井たちの懇願に対して矢野代理臨時公使は、申し立ての主旨は尤もであるので聞き届けることにし、海軍省に通知しておくことを坪井たちに知らせた。⁽⁷³⁾ その知らせを受けて、坪井は猛然と勉強したことであろう。そして、六月六日にワシントンを出発し七月二十日に帰国した。⁽⁷⁴⁾

翌明治八年（一八七五）年一月二十二日に、森有礼（1847-89）よりも早く教会式結婚式をあげたのは、キリスト教精神に則って指導・運営されていたコロンビアン・カレッジの付属中学校で過ごした二年間の影響の大きさを語るものであろう。⁽⁷⁶⁾

おわりに

本稿では、坪井航三の留学先がコロンビアン・カレッジの付属中学校（現ジョージ・ワシントン大学）であったことを明らかにすることができたと考えている。その決め手のひとつが、コロ

ンビアン・カレッジの「付属中学校一八七二年度名簿」である。この名簿の発掘に際して、ジョージ・ワシントン大学大学史料室のライル・スロヴィック氏のご支援を賜った。ここに記して感謝の意を表したい。

一方、乗艦実習から米国留学に至る坪井の足跡については、経過概要だけは明らかにできたものの、部分的でしかないといわざるを得ない。たとえば、乗艦実習中あるいは米国留学中の坪井の様子を明らかにできていない。また、坪井が、日本における米国の国益と日米友好の増進を理由にしてデロング公使やロジャーズ少将に受入れられたことを明らかにできた。しかし、彼らがあげた米国の国益とは何だったのか、日米友好を増進させなければならなかった事情は何だったのか、日本側が米国軍艦に坪井を乗艦実習させた意図は何だったのかという疑問に答えるまでには至っていない。

前者のうち乗艦実習での坪井の様子については、「コロラド号」の航海日誌に手がかりを求めることができよう。また、留学中の様子については、コロンビアン・カレッジの付属中学校で一緒に学んでいたはずの、ロジャーズ少将の息子のウィリアムや長州出身者が切込み口になりえるであろう。

また、後者については、朝鮮開国を試みたロジャーズ少将の旗艦「コロラド号」に長州藩出身の坪井を乗艦させようとした人々には、日本開国を果たしたペリー艦隊に乗艦を拒まれた吉田松蔭

の無念を晴らすというような思いが、ロジャーズ少将にも兄嫁の父でありかつての上官でもあったペリー提督が閉ざした扉を今度は自ら開いてやろうという意識が、相互に作用していたとは考えられないものだろうか。それとも、朝鮮開国に失敗した米海軍関係者は、より現実的な「Local Balance of Power by Local Powers」⁽⁷⁷⁾に則った形で、あるいは日本の基地化を前提にして、東洋の安全保障体制を構想しはじめていたのであろうか。

このような様々な可能性を想起することによって、本稿では解明に至らなかつた事項に関わる史料を見落とさないうよう留意しつつ、帰国後の坪井の足跡をたどっていくことが今後の課題であろう。

註

- (1) たとえば、石附実『近代日本の海外留学史』（ミネルヴァ書房、一九七二年〔中央公論社、一九九二年〕）、James Thomas Conte, "Overseas Study in the Meiji Period: Japanese Students in America, 1867-1902," Diss., (Princeton University, 1977, Michigan: U. M. I., 1993)、渡辺実『近代日本海外留学生史』上・下（講談社、一九七七・七八年）、唐沢富三郎『貢進生』（一九七四年〔ぎょうせい、一九九〇年〕）、アーダス・パークス編・梅溪昇監訳『近代化の推進者たち：留学

生・お雇い外国人と明治』（思文閣出版、一九九〇年）。

- (2) たとえば、『帝国海軍教育史』第七卷（海軍教育本部、一九一一年〔原書房、一九八四年〕）、海軍歴史保存会編『日本海軍史』第一卷（第一法規出版、一九九六年）。
- (3) 前掲『日本海軍史』第一卷、七七頁。
- (4) 佐伯為蔵「坪井航三小傳」（防長史談会『防長史学』第四卷第一号、一九三三年）二七頁。
- (5) Robert E. Johnson, *Rear Admiral John Rodgers, 1812-1882* (United States Naval Institute Press, 1967), pp. 333-34.
- (6) *Ibid.*, p. 148.
- (7) Robert Swartout, Jr., "Cultural Conflict and Gunboat Diplomacy: The Development of the 1871 Korean-American Incident," *Journal of Social Science and Humanities*, No. 43 (1976), pp. 117-69.
- (8) 植田捷雄「日清戦争と国際法」（英修道博士還暦記念論文集編集委員会編『外交史及び国際政治の問題』（慶応通信、一九六二年）四八七頁。
- (9) 『日本人名大事典』第四卷（初版、一九三七年〔復刻第三刷、平凡社、一九八四年〕）三一六―七頁。『昭和人名辞典』第一卷（東京編）（帝国秘密探偵社、一九四二年〔日本図書センター、一九八七年〕）二四〇頁及びTrevor N. Dupuy, Curt Johnson and David L. Bongard (eds.), *The Harper Encyclopedia of Military Biography* (N.J.: Castle Books, 1995), p. 758には死

因も記されている。しかし、この英語文献が史料源として記載している文献には、「坪井」という名は全く記されていない。

- (10) 前掲『日本人名大事典』第四卷、三一六頁、前掲「坪井航三小傳」三七頁。
- (11) 小川亜弥子『幕末長州藩洋学史の研究』（思文閣、一九九八年）一六七―一六八頁。
- (12) 小泉欽司編『朝日 日本歴史人物事典』（朝日新聞社、一九九四年）一〇九五頁、富田仁編『海を越えた日本人名辞典』（日外アソシエーツ、一九八五年）三九六頁、前掲「坪井航三小傳」三七頁、近世名将言行録刊行会編『近世名将言行録』第二卷（吉川弘文館、一九三四年）四〇一頁。
- (13) 「海軍学寮生徒」（「明治三年公文類纂 十六」防衛研究所図書館蔵）。
- (14) 「辛未正月十四日 山口藩〔発〕 兵部省〔宛〕」（同右）。
- (15) 「明治四年公文類纂 十一」（防衛研究所図書館蔵）。
- (16) 「明治四年公文類纂 五」（防衛研究所図書館蔵）。
- (17) George R. Willis, *The Story of Our Cruise in the U. S. Frigate "Colorado," Flagship of the Asiatic Fleet, 1870-'71-'72* (n.d.: n.p., [1873?]), p. 145.
- (18) 「千八百七十一年第九月二日横浜 シー、イー、デロング

〔発〕「外務卿」寺島大輔閣下〔宛〕」（「明治四年公文類纂 三十七」防衛研究所図書館蔵）。

- (19) 同右。
- (20) 同右。
- (21) 「辛未七月廿四日 兵部省〔発〕 岡田撰蔵〔宛〕」（同右）。
- (22) 「明治四年辛未三月廿五日 外務卿澤宣嘉〔発〕 米利堅合衆國特派全權公使 チャールズ イ デ ロング閣下〔宛〕」 enclosed in "Charles E. DeLong to Secretary of States, May 16, 1871," *Dispatches from U.S. Minister to Japan, 1855-1906* (National Archives and Records Administrations, Record Group No. 59), Microfilm ID, M133, Roll No. 18.
- (23) 前掲『近世名将言行録』第二卷、四〇一頁。
- (24) 「辛未八月 兵部大輔山縣有朋・兵部少輔河村純義〔発〕 米利堅合衆國代理公使勤方シーオ、セオハルト君閣下〔宛〕」（「明治四年公文類纂 三十七」防衛研究所図書館蔵）。
- (25) 「辛未八月廿日 兵部省〔発〕 外務省〔宛〕」（同右）。
- (26) "Rear Admiral John Rodgers to Secretary of Navy, September 18, 1871," *Letters Received by the Secretary of the Navy from Commanding Officers of Squadrons, 1841-1886* (National Archives and

- Records Administrations, Record Group No. 45), Microfilm ID, M89, Roll No. 257, Volume 264 (hereafter cited as *Rodgers Report*).
- (27) 前掲『日本海軍史』第一巻、七十七頁。
- (28) 同右、七十九頁。
- (29) Johnson, *op. cit.*, pp. 6-7.
- (30) "Rear Admiral John Rodgers to Secretary of Navy, September 18, 1871," *Rodgers Report*.
- (31) *Ibid.*
- (32) "Rear Admiral John Rodgers to Secretary of Navy, February 12, 1872," *Rodgers Report*.
- (33) Commander A. H. Rooks, U. S. Navy, "Entrance Requirements of U. S. Naval Academy," *United States Naval Institute Proceedings*, Vol. 61, No. 392 (October, 1935), pp. 1468-81.
- (34) *Ibid.*, p. 1468. 当時、ハワイ、グアム、フェルト・リコ等が準州であり、準州選出下院議員には票決権はなかった。
- (35) *Ibid.*
- (36) *Ibid.*, pp. 1468-69.
- (37) "Rear Admiral John Rodgers to Secretary of Navy, February 12, 1872," *Rodgers Report*.
- (38) "Rear Admiral John Rodgers to Secretary of Navy, October 20, 1871," *Rodgers Report*.
- (39) "Rear Admiral John Rodgers to Secretary of Navy, November 22, 1871," *Rodgers Report*.
- (40) "Rear Admiral John Rodgers to Secretary of Navy, December 5, 1871," *Rodgers Report*.
- (41) "Rodgers to his wife Ann, December 8, 1871," *The Naval Historical Foundation's Rodgers' Family Papers* (Manuscript Division, Library of Congress at Washington, D. C., Container No.24) (hereafter cited as *Rodgers Papers*).
- (42) "Rear Admiral John Rodgers to Secretary of Navy, April 9, 1872," *Rodgers Report*. 一八六九年協定は、台湾に難破した米国船の乗員が殺傷された事件を解決する際にル・ジャンドルによつて締結された。一八七一年十二月には台湾に漂着した琉球人が土着民に殺害されていた。
- (43) "Commander Kimberly to Rear Admiral John Rodgers, February 7, 1872," enclosed with "Rear Admiral John Rodgers to Secretary of Navy, March 14, 1872," *Rodgers Report*.
- (44) 「外国に勤務した旧海軍士官名簿」によれば五月二十五日に、「明治五年海外留学生名簿」によれば二十三日に離日したことになる。前者は「旧海軍士官履歴原簿」をもとに作成され、後者は留学生個々の経費支出記録という性格のものである。したがって、正確な日付を記しているはずの履歴原簿に依拠した前者により高い信憑性があると見なした。

- (45) Willis, *op. cit.*, p. 95.
- (46) Samuel Ward Stanton, *American Steam Vessels* (N.Y.: Smith & Stanton, 1895), p. 199, at <<http://www.hhpl.on.ca/GreatLakes/scripts/Page.asp?PageID=1726>>, May 1, 2001.
- (47) 『復刻版 横濱毎日新聞』(不二出版 一九八九年)六一―一三三頁。
- (48) George Washington University, "The George Washington University Factbook: History," <<http://www.gwu.edu/~ire/Info/history.html>>, October 17, 2000.
- (49) [Columbian University], *Catalogue of the Officers and Students of the Columbian University for Academic Year, 1872-73* (Washington: Gibson Brothers, 1873), p. 17 (hereafter cited as *Catalogue*).
- (50) "Rodgers to his wife Ann, December 8, 1871, *Rodgers Papers*.
- (51) 物郷正明『洋学の系譜』(研究社出版、一九八四年)三八、一四四、二〇八頁。
- (52) Johnson, *op. cit.*, pp. 333-34.
- (53) *Catalogue*, p. 17.
- (54) "Rear Admiral John Rodgers to Secretary of Navy, May 14, 1872," *Rodgers Report*.
- (55) "Rear Admiral John Rodgers to Secretary of Navy, May 15, 1872," No. 32, *Rodgers Report*.
- (56) *The National Cyclopaedia of American Biography*, Vol. XXXIII (N.Y.: James T. White & Company, 1947), p. 104, also William B. Cogar, *Dictionary of Admirals of the U. S. Navy, Vol. 2, 1901-1918* (U. S. Naval Institute Press, 1991), p. 239.
- (57) Johnson, *op. cit.*, p. 341-42.
- (58) *Ibid.*, p. 346.
- (59) *Catalogue*, pp. 46-47. 同校の学年度が、九月の第二水曜日から翌年六月の最終水曜日であることが記されている。
- (60) Conte, *op. cit.*, pp. 79-88, especially p. 83.
- (61) *Catalogue*, pp. 16-17.
- (62) 日本歴史学会編『明治維新人名辞典』(吉川弘文館、一九八一年)二七二頁。
- (63) 同右、一〇四三頁。
- (64) 石附前掲書、二一八、二二八、二三〇頁。
- (65) 同右、二三二頁。
- (66) 「外国留学罷在候海軍兵科生徒之儀二付上申明治六年十二月十四日」(「明治六年公文類纂 廿二」防衛研究所図書館蔵)。
- (67) 「外国留学罷在候海軍兵科生徒之儀二付上申 明治六年十二月廿日」(同右)。
- (68) 「明治六年十二月廿五日 三條実美〔発〕海軍省〔宛〕」(同右)。

(69) 「明治六年十二月廿七日 海軍省〔発〕 外務省〔宛〕」
(同右)。

(70) 「明治七年六月十五日 外務大少丞〔発〕 海軍大少丞
〔宛〕」在中「別紙 明治七年第十九号 明治七年四月二十
一日 在米臨時代理 矢野次郎〔発〕 外務卿寺島宗則
〔宛〕」(「明治七年公文類纂 廿五」防衛研究所図書館
蔵)。

(71) 同右在中「第十九号附イ印 寫 明治七年四月八日 江川
英武〔発〕 矢野次郎〔宛〕」及び「第十九号附ハ印 寫
明治七年四月「十」四日 本間英一郎〔発〕 矢野次郎
〔宛〕」。

(72) 同右在中「第十九号附口印 寫 明治七年四月十日 坪井
航三〔発〕 矢野次郎〔宛〕」。

(73) 同右在中「第十九号附ホ印 寫 明治七年四月十三日 矢
野次郎〔発〕 坪井航三〔宛〕」。

(74) 「明治七年七月二十七日 坪井航三〔発〕 海軍省〔宛〕」
(同右)。

(75) 「東京日日新聞 明治八年二月七日」(宮地正人監修『国
際人事典』(毎日コミュニケーションズ、一九九一年)三六
九頁。also Ivan P. Hall, *Mori Arimori* (Harvard University Press,
1973), p. 251, footnote 30.

(76) *Catalogue*, p. 46-47.

(77) 三輪公忠「日米関係としての日中関係——歴史展開を中心
として——」(『時の課題』一九七一年五月号)三〇頁で、
三輪は「アメリカの極東政策の原則が『勢力均衡』であり、
それも能う限りこの地域内の国家の力を拮抗させることに
よって目的を達しようとしたものである」と指摘している。
本文の英語表現はこの意を三輪が話し言葉にする際の表現を
用いた。